

1. 福岡県の最低賃金が1,057円に（令和7年11月16日～）
2. 賃金不払が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果
3. 令和6年労働安全衛生調査（実態調査）の結果について
4. 令和7年4月福岡市の標準生計費が公表されました
5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

## 1. 福岡県の最低賃金が1,057円に（令和7年11月16日～）

令和7年11月16日から福岡県の地域別最低賃金が「1時間1,057円」に改定されます。（例：末日締めの場合、11月1日～11月15日の賃金は1時間当たり992円以上、11月16日～11月30日の賃金は1時間当たり1,057円以上となります。）引上げ額は、前年比65円となりました。

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者（派遣先の地域の最低賃金を適用）等すべての労働者に適用されます。最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、臨時の賃金は算入されません。月給制の場合は、除外されるこれらの手当を控除した月給金額を1か月平均の所定労働時間で除した金額を時間額（1,057円）と比較して、低い場合は1,057円以上にする必要があります。なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

産業	特定最低賃金	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,106円	令和6年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,071円	
輸送用機械器具製造業	1,081円	
自動車（新車）小売業	1,066円	
百貨店、総合スーパー	1,000円※1	

※1 令和7年11月16日改定の福岡県最低賃金（1時間1,057円）以上が適用される予定です。

## 2. 賃金不払が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果

厚生労働省では、この度、令和6年度に、賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ公表しました。

### 【令和6年4月から令和7年3月までの監督指導結果のポイント】

- 1 全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者、及び金額（※1、2）
  - 件数 22,354件（前年比1,005件増加）
  - 対象労働者 185,197人（前年比3,294人増）
  - 金額 172億1,113万円（前年比70億1,760万円増）
- 2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和6年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおり（※3）
  - 件数 21,495件（96.2%）
  - 対象労働者 181,177人（97.8%）
  - 金額 162億732万円（94.2%）

※1 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含む。

※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含む。

※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含む。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払事案の解消に向け、監督指導等を徹底していきます。

また、倒産により解決が困難な事案については、「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用してまいります。

### 3. 令和6年労働安全衛生調査（実態調査）の結果について

厚生労働省から「令和6年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果が公表されました。この調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料および労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的として調査が行われているものです。令和6年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について調査が行われています。

#### （1）メンタルヘルス不調による休業者等

過去1年（令和5年11月1日から令和6年10月31日）にメンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は12.8%（前年調査13.5%）となっています。このうち連続1ヶ月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.2%（前年調査10.4%）、退職した労働者がいた事業所の割合は6.2%（前年調査6.4%）でした。

#### （2）メンタルヘルス対策への取組状況

1,000人以上	100.0%
500～999人	99.9%
300～499人	98.3%
100～299人	97.1%
50～99人	92.2%
30～49人	69.1%
10～29人	55.3%

#### （3）ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は75.4%（前年調査69.2%）で、その中で、分析結果を活用した事業所の割合は76.8%（前年調査78.0%）となりました。

### 4. 令和7年4月福岡市の標準生計費が公表されました。

福岡県より、令和7年4月の福岡市の標準生計費が公表されました。標準生計費は、総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し算定されています。

単位：円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	34,210	46,210	59,110	72,000	84,890
	(32,360)	(41,140)	(54,370)	(65,800)	(78,130)
住居関係費	42,630	55,350	46,190	37,040	27,880
	(52,630)	(58,970)	(54,370)	(49,760)	(45,150)
被服・履物費	6,610	4,750	7,570	10,390	13,200
	(8,190)	(7,650)	(11,680)	(15,710)	(19,740)
雑費Ⅰ	24,390	35,750	49,790	63,810	77,850
	(17,320)	(23,750)	(36,390)	(49,040)	(61,700)
雑費Ⅱ	7,920	12,900	16,870	20,860	24,830
	(14,700)	(26,510)	(33,320)	(40,120)	(46,940)
計	115,760	154,960	179,530	204,100	228,650
	(125,200)	(158,020)	(189,230)	(220,430)	(251,660)

※（）内は令和6年4月の標準生計費

※雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教養娯楽、教育

※雑費Ⅱ：その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### 5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

社員研修のため、令和7年10月31日（金）の営業は「15：00」で終了させていただきます。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。